

契約施設・団体 代表者 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
事務局長 高橋 博則
〔印章略〕

従事者共済会「法人間転出届」および「法人間転入届」の電子申請の開始について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

従事者共済会事業につきましては、常日頃よりご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、従事者共済会では、「共済会システム」の運用により、退職共済金制度にかかわる届出手続きの電子申請化をすすめております。

これまで電子申請ができず紙申請のみとしておりました法人をまたぐ転職の場合の「法人間転出・転入」の手続きについて、下記のとおり、電子申請が可能となりました。これまでは転出元と転入先の施設・団体で1枚の「転出・転入届」を作成・紙申請いただいておりますが、電子申請化に伴い、転出元施設・団体での「法人間転出届」と転入先施設・団体での「法人間転入届」の2つの届出にわけ、その2つの届出がともに行われることによって、「法人間転出・転入」の手続きが完了・成立する形式としました。

つきましては、下記のご案内および、別途、法人宛に送付しております「事務の手引き」「別冊／共済会システム操作説明・様式集」をご参照いただき、電子申請のご利用をお願いいたします。

記

1 法人間転出・転入の電子申請開始日 2023年9月20日（水）～

2 法人間転出・転入の条件 手続きにあたっては、以下の条件を満たす必要があります。

- ①転入先施設・団体が従事者共済会の契約施設・団体であること。
 - ②転入先施設・団体においてご自身が退職金制度の対象職員であること。
 - ③従事者共済会の加入期間が途切れないこと。
- 転入先施設・団体において、転入月からの掛金納付が必要です。

3 電子化に伴う手続きの流れや変更点

(1) 手続きの流れ

＊加入者の情報を確実に結びつけるため、下記の流れで手続きをすすめます。「①法人間転出届」から「③法人間転入届」までが届け出られることによって、手続きが完了・成立します。

<転出元施設・団体>



①「法人間転出届」の入力

- ①まず、転出元において「法人間転出届」を入力。
- ②保存後に出力される「法人間転出・転入に伴うパスワード等通知書」を転入先に郵送。
- ③転入先において通知書に記載されている「加入者番号」と「パスワード」により当該加入者の情報を呼び出し、「法人間転入届」を入力・保存。

<転入先施設・団体>



③「法人間転入届」の入力

②パスワード等通知書の送付

- *「①法人間転出届」保存後に、別紙のとおり、法人間転出される加入者向け説明資料が出力されます。加入者に交付し、法人間転出・転入の条件や手続きの流れなどをご確認ください。
- *「共済会システム」での届出入力方法につきましては、「別冊／共済会システム操作説明・様式集（2023年発行）」のP36～P41をご参照ください。

(2) 掛金請求について

- *これまでの、転出後も手続きが完了するまで、転出元への掛金請求が続いてしまうことが課題として挙げられていました。電子申請化に伴い、今後は「①法人間転出届」が承認された時点で、転出元への掛金請求を停止することとしました。

(3) 届出期限について

- *上記（2）の見直しを踏まえ、今後も掛金請求を適確に行うため、「①法人間転出届」から、転入先での「③法人間転入届」が入力されるまでの届出期限を設けました。基本的な期限は、「①法人間転出届」を届け出た月から2か月以内です。但し、貸付金事業利用中の場合は、貸付金返還金の請求は停止できないこと等から、当月（転入月）の10日が届出期限と短くなりますので、ご注意ください。
- *いずれの場合でも、転出元において「①法人間転出届」が速やかに届出され、「②パスワード等通知書」が遅滞なく転入先に郵送されることが必要となります。未来申請の機能を活用することも含め、ご協力をお願いいたします。

(4) 転出手続き中の考え方

- *上記のとおり、「①法人間転出届」の届出だけでは、法人間転出・転入の手続きは完了していません。掛金請求は停止しますが、「③法人間転入届」が承認されるまでは、従事者共済会の手続き上、当該加入者は転出元施設・団体の所属として取り扱うことになります。
- *法人間転出に伴う契約者掛金累計額の資産の取崩など、必要な会計処理につきましても、「③法人間転入届」承認により、法人間転出・転入が完了・成立後に行ってください。なお、手続きの進捗状況は「加入・退会等承認書並びに掛金・貸付金返還金請求書」でご確認いただけます。別途お送りしております「事務の手引き（2023年発行）」のP2-22～2-24をご参照の上、必要な会計処理をお願いします。
- *万が一、「③法人間転入届」の届出期限までに転出・転入が成立しなかった場合は、転出元で「①法人間転出届」を取消の上、解除申請および受給申請手続きに切り替えていただきます。

(5) 休職中の法人間転出・転入について

- *これまでの、休職状態（「休職届」により掛金請求停止中）のまま、法人間転出・転入の手続きをとることができませんでしたが、電子申請化に伴い、今後は加入期間が途切れず、転入月から復職して掛金納付を再開できる場合には、法人間転出・転入の手続きを可能とします。「③法人間転入届」入力時に転入月からの「復職届」が自動入力されます。

4 裏面添付書類

1) 法人間転出・転入に伴うパスワード等通知書

※2023年10月～12月の間は、添付のものは別で、「法人間転入届」が紙申請となった場合でも対応できる様式にて出力されます。

2) 他法人へ転職される方へ（転出者向け説明資料）

5 備 考

届出入力方法については、共済会システムトップ画面下の「共済会システム操作説明」からも閲覧可能です。また、「事務の手引き」の追加送付をご希望の場合は法人でのとりまとめをお願いしています。

6 連絡先

東京都社会福祉協議会 福祉振興部／共済担当 TEL. 03-5283-6898